

No	質問内容	回答
1	児童手当をもらっていれば、今回の「物価高対応子育て応援手当」をもらえるのですか。所得制限はありますか。	原則、児童手当を受給していれば対象となり、所得制限はございません。
2	支給を受けるにあたって、申請は必要ですか。	一部の方(2/1以降に出生した新生児や公務員等)を除き、原則、申請は不要です。
3	支給を希望しない場合、手続きは必要ですか。	支給を希望しない場合は、自治体から案内される届出書により手続きをしてください。
4	誰に支給されますか。	令和7年9月分の児童手当の受給資格者、または令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者に支給されます。
5	支給対象者が海外に転出した場合、支給されますか。	支給対象者が海外に転出した場合についても、原則、支給対象となりますが、詳細はお問い合わせください。
6	支給対象者と令和7年10月1日以降に離婚をしました。現在の養育者が応援手当の支給を受けることはできますか。	申請により受給することはできますが、詳細については、お問い合わせください。なお、元支給対象者から本手当を受け取っている場合や、既にこどものために本手当が使われている場合は受給できません。
7	対象児童はいつからいつまでに生まれた児童ですか。	平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれたこどもが対象児童となります。 ※令和8年4月1日以降に生まれた場合は支給対象になりません。
8	手当はいつ頃、どのような形で支給されますか。	原則、児童手当を受給している口座に振り込まれます。 なお、支給時期は別途お知らせします。
9	公務員は支給を受けるにあたって、申請が必要ですか。	公務員については、申請が必要になります。まずは所属庁にご確認ください。 ※公務員においては、今回の手当を受給するには、改めて自治体への申請が必要

		となります。(ただし、住所地と所属庁が同じ自治体の場合など、自治体が口座情報等を持っている場合は申請不要となることもあります。)
10	外国人も手当をもらえますか？	令和7年9月分の児童手当を受給している方は対象となります。
11	令和7年9月分（令和7年10支給）の児童手当を受給していた市町村を転出しましたが、応援手当を受給できますか。	9月（10支給分）の児童手当を受給していた市町村から支給されます。詳細については、9月（10支給分）の児童手当を受給していた市町村にご確認ください。

その他、ご不明な点は、お問い合わせください。